



第5号

## 新幹線運転取扱実施基準 の改正に関する申し入れ

会社は、新幹線の回送列車車掌の省略を検討していますが、現在の新幹線運転取扱実施基準第12条では「列車には運転士のほか、列車防護にあたる係員を乗務させるものとする。ただし、運転士が2名以上乗務する列車については、この限りではない」と謳われています。

しかし、新幹線列車は列車番号の照合や併合時の作業など、車掌が乗務し作業することで安全が担保されています。



今回の回送列車の車掌省略は、運転取扱実施基準の変更となります。新幹線の安全運行を確保するために、5項目を申し入れ会社と議論していきます。

1. 取扱実施基準第12条2項の変更理由を明らかにすること。また、新幹線における車掌の役割及び車掌省略に伴う体制や運転士の取扱変更点を明らかにすること。
2. 回送列車同士の併合作業の取扱いを明確にすると共に、併合列車側に車掌を乗務させ安全性の向上を図ること。
3. 在来線区における車掌乗務の考え方について明らかにすること。
4. 「試運転」「走行（耐久）試験」また「East-i」列車走行時には安全確保のため列車防護要員として車掌を乗務させること。
5. 「新幹線運転取扱実施基準」の改正に伴う社員への周知方法を明らかにすること。また、取扱の変更は社員周知終了後とすること。

以上

**東日本大震災の教訓を活かし、  
異常時に強い体制を確立していこう！**